

建設工事における総合評価方式の改正について

建設工事における総合評価方式の評価項目を以下のとおり改正します。

(1) 特別簡易型における評価項目の変更

現行の2つの評価項目「週休2日確保状況」及び「建設機械の保有状況」に、新たに「CCUSへの登録状況」を合わせ、1つの評価項目として新設します。3つの要素のうち、すべてを満たす場合に2.0点、1つまたは2つを満たす場合に1.0点の加点とします。

現行

評価項目	評価基準	配点	得点
週休2日確保状況	公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』又は『さいたま市週休2日確保モデル工事』を実施し、「4週8休相当」を確保している。	1.0	/ 1.0
	公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、「4週7休相当」を確保している。	0.8	
	公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、「4週6休相当」を確保している。	0.4	
	公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、休日形態が「未指定」である。又は、上記工事を実施していない。	0.0	
建設機械の保有状況	公告日時点で、自社所有又は長期リースの建設機械有り	1.0	/ 1.0
	公告日時点で、自社所有又は長期リースの建設機械無し	0.0	

改正

評価項目	評価基準	配点	得点	
週休2日確保・建設機械保有・CCUS登録状況	①過去1年間以内に「4週8休相当」以上を確保している。	①、②、③のすべてを満たしている。	2.0	/ 2.0
	②公告日時点で、自社所有又は長期リースにより建設機械を保有している。	①、②、③のうち、1つまたは2つを満たしている。	1.0	
	③公告日時点で、建設キャリアアップシステムに登録している。	1つも満たしていない。	0.0	

(2) 工事成績評定における対象範囲の変更

「企業の技術能力」及び「配置予定技術者等」における「工事成績評定（業種別）」の対象期間を変更します。

現行

評価対象期間	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を基準日とし、公告日以前の直近の基準日より2年3か月前の日から起算して2年間
--------	--

改正

評価対象期間	公告日の属する年度の前年度及び前々年度
--------	---------------------



上記の改正は、令和4年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。